

六条小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめ防止等の対策に関する基本～1～理念

- 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- 本校は、すべての児童が、「どんなことがあってもいじめを行わないこと」、「いじめを認識しながらこれを放置しないこと」、「いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」について、十分に理解できるように努めます。
- 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめのない温かな社会づくりに全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

④いじめの解消に向けた取組
(被害児童のケア、加害児童への指導、関係修復等)

③いじめ早期発見のための取組
(アンケート、面談、いじめ発見時の被害児童の安全確保等)

②いじめ未然防止のための取組
(いじめ防止に向けた道徳や学級活動名等)

①発達支持的取組
(多様性を認め人権を侵害しない人に育つような人権教育等)

①発達支持的取組

- 一人ひとりを見つめる教育
人権教育を計画的に進め、多様性やお互いの良いところを認め、自分の幸せとともに他の

人の幸せも大切にすることを育てます。

○特性を踏まえた適切な支援

発達障害を含む障害のある児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、災害により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童等、特に配慮が必要な児童について、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

○縦割り活動の推進

縦割り活動等を通して、学級だけでなく異学年の子に対してもお互いに認め合い助け合う心を育てます。

○幼小接続の推進

幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめに係る取組への理解を促します。

②いじめ未然防止のための取組

○道徳教育の推進、いじめの起きない学校・学級づくり

実際のいじめの事例や動画などを教材にした道徳の授業の実施や、法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を設けます。また、グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを積極的に取り入れ、児童が友だちとうまく関わり合うことができる体験を深めます。また、いじめられる側を絶対に守るという意味を児童に示し、安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進めます。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について校内研究を活性化します。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動、縦割り活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○情報モラルに関する指導

インターネットや携帯電話、通信ゲーム等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対応方針や年間指導計画等、いじめ防止等に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

③いじめ早期発見のための取組

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケート・面談の実施

定期的にアンケート調査を行い、いじめの早期発見に努めます。また、学級担任による定期的な面談（ふれあい週間）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけによる好ましい人間関係の構築を図ります。スクールカウンセラーとの面談も設け、相談の窓口を増やして情報の収集に努めます。

○家庭や地域との連携

連絡帳や電話連絡、家庭訪問などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にすると

ともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。保護者会の折に子育て相談会を設け、家庭と協力していじめの根絶を目指します。

○児童理解の推進と情報の共有化

校内いじめ対策委員会を週2回実施し、児童理解に関して全体で共有する場を設け、職員間の情報を密にするとともに、定期的に児童理解やカウンセリング能力向上のための研修を行い、全ての教員で全ての子を見守るという体制作りを進めます。

④いじめの解消に向けた取組

○いじめが起きた場合の対応 その1

いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。そして、何よりも被害児童の保護を最優先にします。そして、二次的な問題（仕返し、不登校、自傷行為等）の発生の防止に努めます。管理職の指示のもとに複数の教職員で連携し情報を共有します。

○いじめが起きた場合の対応 その2

被害児童と一緒に解決を志向します。いじめの事実確認においては、被害児童、加害児童、周囲の児童や保護者などから詳しく情報を得て、正確に把握します。事実確認の結果は保護者に連絡するとともに協力を依頼します。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所などの関係機関との連携のもとで対応します。

○いじめが起きた場合の対応 その3

再発防止に向けた対応を行います。

○周りの児童への対応

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、当事者だけの問題にとどめず、学級および、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させます。いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。

○いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（3ヶ月が目安）継続している」「被害児童が心身の苦痛を感じていない（本人や保護者との面談等により確認する）」の要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

○いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。重大ないじめ事案は直ちに警察に相談・通報し、市教育委員会に速やかに報告します。学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関する取組の方策を協議するため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

① 構成員

全教職員

②機能

- ・いじめ防止等のための取組の中核となる常設組織です。
- ・いじめ防止等について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間活動計画を立てて、方針や対策を決定します。
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な学校での活動を計画、実践します。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議します。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施します。
- ・気がかりな子ども等に関する児童理解を深める場を設定します。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくりを行います。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行います。
- ・定期的なアンケートや、面談（ふれあい週間）を実施します。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応サポート班」の立ち上げを指示します。
- ・学校評価に基づき、いじめ防止等の具体的取組や教育活動全般の見直しを行い、PDCAサイクルを生かし改善策をまとめ、適切に機能するよう改善を行います。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

①構成員

教頭（リーダー）、生徒指導主事、養護教諭（教育相談）、教務主任、担任、SC

②機能

- ・いじめ事案に対する対応策を立案します。
- ・個別面談による情報収集を行います。
- ・継続的な支援を行います。
- ・保護者や地域社会との連携をとります。
- ・対応が困難な場合には、外部専門家や関係機関（警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等）の協力を得ます。

(3) 関係機関との連携

①いじめが起きた場合には、状況に応じて、市教育委員会との早急な連携を図ります。

- ・いじめの状況について速やかに報告します。
- ・「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。
- ・今後の対応についての相談をします。
- ・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・外部専門家や関係機関との連携の必要性について相談します。

②いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかに外部専門家や関係機関と連携します。

- ・対象の児童が精神的に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・家庭において問題が見られ、児童や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。

(4) いじめ未然防止基本方針及び具体的取り組みの見直し

- ・学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校評価を基に見直

します。(PDCA サイクルの実行

(5) 組織図

校内いじめ対策委員会

(常設)

構成員：全教職員

- ・いじめの防止等に関する取組の協議、年間活動計画の立案、方針や対策の決定
- ・思いやりや助け合いの心を育てるための具体的な学校での活動の計画と実践
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実施
- ・気がかりな子ども等に関する児童理解を深める場の設定
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくり
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成
- ・定期的なアンケートや、面談(ふれあい週間)の実施
- ・いじめの疑いがある場合の情報共有と、いじめを認知した際の「いじめ対応サポート班」の立ち上げ指示。
- ・いじめ防止等の具体的取組や教育活動全般の見直し、PDCA サイクルを生かし改善策をまとめ、適切に機能するよう改善

いじめを
認知

た
だ
ち
に
設
置

いじめ対応サポート班

(特設)

〈外部専門家・関係機関〉

PTA、育成会、公民館
見守り隊、民生児童委員
特別支援教育センター
警察、児童相談所、SC
愛護センター、医療機関 等

構成員：校長(リーダー)、教頭、生徒指導主事、養護教諭(教育相談)、教務主任、担任

- ・いじめ事案に対する対応策の立案
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域社会との連携
- ・対応が困難な場合、外部専門家や関係機関への協力要請